

保険年金の税金還付が 始まりました

知らなきゃ損する

相続税が課税された年金支払い方式の保険商品(保険年金)に対し、さらに所得税を課するのは違法、と最高裁が判決を出したことに伴い、所得税の税金還付が始まりました。今回は、以前にもお伝えした保険年金の税金還付について再度、解説します。

改正前の計算方法

図を参照してください。例えば契約者・被保険者が夫で、死亡保険に加入して夫が亡くなった場合、受取人である妻が10年間にわたり毎年100万円、総額1000万円の死亡保険金を年金払いで受け取ったとします。

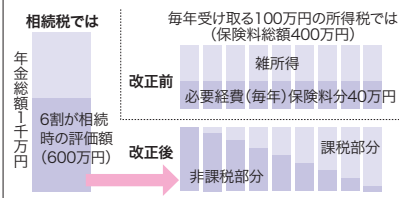
相続税を支払う必要がない場合でも、夫が亡くなった時の相続税の計算では、妻が受け取る保険年金は夫の財産とみなされます。その際の相続税での保険年金の評価額は、年金として10年で受け取る場合、年金総額の6割に当たる600万円です。

その後、毎年受け取る保険年金は所得税の対象になります。所得の種類は「雑所得」です。雑所得は、年額100万円から必要経費を差し引いた額です。必要経費についてですが、保険料の総額400万円÷年金総受取額1000万円、つまり必要経費は4割となります。改正前の図で、毎年40万円が必要経費なので、雑所得は60万円となるわけです。

改正後の計算方法

今回の判決を受け、保険年金の所得税の計算方法が改正されます。改正後の図を見てください。まず相続税で計算した評価額の部分は、すでに相続税として計算したわけですから、毎年受け取る年金額からは非課税部分として差し引き、初年

例えば、夫の死亡時に死亡保険年金を
毎年100万円ずつ10年間、妻が受け取る場合



度は運用益をゼロとみなして、年金額から非課税部分を差し引いた部分が課税部分となります。この部分が所得税の対象です。

次に、改正後の雑所得は、図の部分の課税部分から必要経費を差し引いて計算します。その際必要経費は、改正前と同じく課税部分の4割で計算します。つまり雑所得は毎年変化するわけです。

すでに死亡保険金の年金形式や学資保険の育英年金、個人年金保険契約に基づく年金などを受け取っている人は、保険会社から今回、過去5年分について税金還付の通知が来ていると思います。5年前の平成17年分については12月末までに手続きを取らないと時効の関係で還付されないようですから、早く行いましょう。

手続きによって雑所得の金額が変更になれば、扶養控除の関係や住民税の還付、あるいは国民健康保険料の還付も考えられる大変重要な手続きです。分からない点があれば、税務署などに尋ね、手続きを行いましょう。



暮らしのマネープラン
相談センター所長

サティファイド
ファイナンシャル
プランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■トータルマネープラン 4回/3万円

(住宅ローン、保険、年金などの総合的アドバイス)

■マイホーム資金計画・住宅ローン 4回/3万円

(無理のない予算、購入時期、最適のローン等アドバイス)

■住宅ローンの見直し 2回/1万円

(見直し・借り換えの効果、借り換えローン等アドバイス)

■生命保険の見直し 2回/5000円

(保障内容の分析、加入・見直し、商品選択等アドバイス)

■年金・老後資金プラン(退職準備) 4回/3万円

(個人年金、役立つ金融商品、退職後の各種手続き等アドバイス)

■相続に関する相談 5回/5万円

(遺産整理、相続対策、遺言書、相続手続き等のアドバイス)

※予約が必要です。

※回数は目安です。

